

平成 2 6 年 2 月 1 9 日

学 生 各 位

学生課生活支援係

2 月 14 日からの大雪による被害を受けた世帯の学生に対する
日本学生支援機構奨学金 緊急・応急採用について（追加）

下記に該当する者で、申し込みを希望する者は、学生課生活支援係
（4 番窓口）に来て下さい。

記

対象地域（災害救助法適用地域）

【山梨県】 甲府市，都留市，大月市，韮崎市，笛吹市，上野原市，
西八代郡市川三郷町，南巨摩郡身延町，
南都留郡忍野村，南都留郡鳴沢村，
北都留郡小菅村，北都留郡丹波山村
【埼玉県】 秩父市，飯能市，秩父郡横瀬町，秩父郡皆野町，
秩父郡長瀬町，秩父郡小鹿野町，児玉郡神川町

対象者

対象地域で被災し，被害を被った世帯の学生

適用地域等の準用

上記対象地域の近隣地域で，同等の被害を被った世帯の学生
並びに同地域に勤務し勤務先が被災した世帯の学生で同等の被害
を被った場合も適用地域に準じて取り扱う

申出期限

平成 2 6 年 3 月 5 日（水）

担 当

学生課生活支援係（4 番窓口）